

平成 25 年度

# 細 則

学校法人 土岐学園  
専門学校 北日本自動車大学校

# 専門学校 北日本自動車大学校 細 則

(通 則)

第1条 この細則は、専門学校北日本自動車大学校学則（以下学則という。）実施に必要な事項を定める。

(学生の準拠)

第2条 学生は、自動車の整備教育に関し、関係法令並びに関係官庁の指示通達及び本校学則の定めるところによらなければならない。

(修業期間及び修業時限)・・・学則 第2章

第3条 修業期間は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程、自動車整備科、一級整備士コースは修業期間4ヶ年を200週とする。
- (2) 専門課程、自動車整備科、二級整備士コースは修業期間2ヶ年を100週とする。
- (3) 専門課程、ボデーリペア科の修業期間2ヶ年を100週とする。
- (4) 一週間の修業時限を35時限とし、必要に応じて補講を行うことがある。

(履修の方法)・・・・・・・・学則 第5章

第4条 履修の方法は、次のとおりとする。

- (1) 授業に当っては、学生個人別出欠席を調査し、これを記録するものとする。
- (2) 各教科の履修効果を評価するために所定の試験を行うものとする。
- (3) 必要に応じ放課後または休日もしくは休暇中に補習授業を行うことがある。

(入 学)・・・・・・・・学則 第7条

第5条 入学時の年齢は、入学式当日を以って計算し、満18歳以上とする。

- 2 高等学校卒業見込みをもって入学したものは、卒業時までには卒業証明書を提出する。

(入学手続)・・・・・・・・学則 第8条

第6条 入学は、筆記試験・面接試験・身体検査を勘案して合格を決定する。但し、書類選考とする場合もある。

- 2 合格者には、入学許可証を交付する。
- 3 合格発表は、原則として、校内に掲示して行う。但し、都合により文書で通知することもある。

- 4 入学を許可された者であっても所定の日時までに入學手続きを完了しないときは入学許可を取り消す。

第7条 入学試験は、日時・場所を指定して別に定める選考規程により試験を行う。

第8条 入学願書には、次のものを添付するものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 卒業（見込）証明書
- (3) 成績証明書、又は調査書
- (4) 推薦書
- (5) 健康診断書
- (6) 外国人登録済書（外国人のみ）
- (7) 写真
- (8) 入学検定料

2 上記については、次の書類により代えることが出来る。

- (1) 高卒認定合格者は、成績証明書に代わり、高卒認定合格証。
- (2) 新卒の者は、健康診断書の調査書記載事項をもって代える。

第9条 入学を許可された日から指定された日以内に入学金等を納めないときは、入学許可を取り消す。

（入学選考規定）・・・・・・・・学則第8条

第10条 入学選考は、次による試験を行なう。

- (1) 一般推薦選考 面接、書類審査（高等学校調査書による平均評定2.7以上）
- (2) A○選考 面接、書類選考（面談により、本学が求める学生像に合致する者には「A○方式出願許可書」を発行し、同出願者に対して書類審査をもって合否を決定。その後、所定の書類の提出をもって「入学許可証」を発行。
- (3) 特待生選考 筆記試験（国語、数学、理科）、面接、書類審査  
（高等学校調査書による平均評定3.5以上）
- (4) 上記は都合により一部免除することがある。

- 2 特待生選考により、人物、学業優秀と校長が判断する者については入学金を一部免除することが出来る。
  - (1) 入学考査の総得点を300点満点に換算し、得点が200点以上の者は入学金を全額免除
  - (2) 入学考査の総得点を300点満点に換算し、得点が150点以上の者は入学金を半額免除
- 3 入学選考料は、校長による学業意欲の判断により一部免除することが出来る。
- 4 入学時の施設維持費は、次の場合校長の判断により一部免除することが出来る。
  - (1) 兄弟が同時に在籍する場合、二人目以降について入学時の施設維持費を全額免除
  - (2) 卒業生の兄弟もしくは子供が5年以内に入学した場合は、入学時の施設維持費を半額免除
- 5 前項の減免を受けた者が、入学後1年以内に退学する場合は、学則第18条3の規定に従い、減免された費用を一括返納しなければならない。
- 6 入学検定料及び入学金については、返納しない。

(退学・休学・復学)・・・学則第9条、第10条

- 第11条 退学又は休学の届出は、書面で、保護者又は保証人連署の上で願出なければならない。
- 2 休学中の者は事由が終り復学するときは、書面で保護者連署の上、復学を願出することができる。
  - 3 休学者の復学期は翌期生とし、原則として4月編入とする。
  - 4 学則第16条第1項の要件を満たしていない場合は、退学又は留年扱いとする。

(転入・編入)・・・学則第11条

- 第12条 一級整備士コースへの編入は、次の要件により認める。ただし、土岐学園からの一級課程並びにボデーリペア科への入学は編入とし、それ以外を転入として扱う。
- (1) 一級整備士コースが定員を超えていない場合。
  - (2) 土岐学園の二級課程を修了した者。
  - (3) 二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士の両資格を有していること。
  - (4) 自動車整備士技能検定規則第6条第8項の全部免除者は、上記(3)と認めるが、但し課程開始6ヶ月以内に二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士技能検定「合格証書」の交付を受けていなければならない。
- 2 一級課程への転入は、次の要件により認める。
- (1) 一級整備士コースが定員を超えていない場合。
  - (2) 他校の一種養成施設二級課程を修了した者。
  - (3) 二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士の両資格を有していること。

(4)自動車整備士技能検定規則第6条第8項の全部免除者は、上記(3)と認めるが、但し課程開始6ヶ月以内に二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士技能検定「合格証書」の交付を受けていなければならない。

3 車体課程への編入並びに転入は、次の要件により認める。

(1) ボデーリペア科が定員を超えていない場合。

(2) 一種養成施設において二級または三級自動車整備士の養成課程を終了した者

(3) 大学その他、国土交通大臣が定める教育機関において二級または三級自動車整備士の養成課程を修了した者

(試験)・・・・・・・・・・・・・・・・学則第12条

第13条 教育課程における学習評価は、次の試験により行う。

(1) 平常試験 ⇒ 平常の履修効果を評価するため随時実施する。

(2) 中間試験 ⇒ 各学期の中間に実施する。

(3) 期末試験 ⇒ 各学期の修了毎に実施する。

(4) 実習試験 ⇒ 各実習の単元修了毎に実施する。

2 中間、期末及び実習の試験において、全科目に合格しなければ卒業を認定しない。

3 中間、期末及び実習試験の合格点は、各科目別に卒業認定基準による定められた点数以上とする。

4 試験の方法は、学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。

但し、場合によっては、口答試問若しくは研究調査報告、レポート等をもってこれに代えることができる。

5 中間、期末及び実習の試験結果、不合格の科目のある者に対し、その科目について願い出により再試験を行うものとする。また、中間、期末、実習の試験を欠席した者については、学習評価試験を行う。

6 疾病その他やむを得ない事由で、中間、期末、実習の試験を欠席した者または再試験を欠席した者については、追試験を行うものとする。この場合は、必ず医師の診断書等を提出すること。

7 追、再試験の手続その他の事項は、次のとおりとする。

(1) 追試験とは、正当な理由によって、やむを得ず中間、期末及び実習の試験または再試験を受験できなかった場合に、その理由を明らかにする証明書を添えて願い出た者に対して実施する試験である。

(2) 再試験とは、中間、期末及び実習の試験結果、合格点数に満たない場合に実施する試験である。

- (3) 学習評価試験とは、中間、期末及び実習の試験を自己都合により受験できなかった場合に実施する試験である。
- (4) 追、再試験を行う日時、場所及び方法は学校が指定する。なお、追、再試験を放棄、欠席することはできない。
- (5) 追試験を受けようとする者は、欠席理由を明記した追再試験願を添えなければならない。
- (6) 追再試験願に、再試験1科目毎に所定の再試験料を添えなければならない。なお、再試験料は、学科1科目500円、実習は1,000円とする。  
ただし、細則第4条第3号に規定する補習授業については、上記再試験3回目より課し、1科目1,000円とする。また卒業認定に係る日数不足による登校については一日3,500円とする。
- (7) 上記第5項に於ける試験評価は、最低合格点を上限とする。
- (8) 追試験の場合には試験結果の90%の点数とする。
- (6) 再試験については、特別の補講をもってこれに代えることができる。
- (9) 疾病その他やむを得ない理由により追、再試験を欠席する場合には、欠席理由を明記した追再試験願を提出しなければならない。この場合は、審査のうえ追試験を許可し追試験料を免除することがある。ただし、平素の出席状況などによっては、許可を取り消すことがある。
- (10) 追試験受験に必要な証明書は次のとおりとする。

欠試理由	必要証明書
病気・けが・入院など	医師の診断書
近親者の忌引など	会葬礼状
就職試験などの公欠	担任又は、担当職員の公欠証明

- 8 次の一つに該当する場合は、期末及び卒業の試験を原則的に受けることができない。
  - (1) 期間中の出席率が90%未満の者。
  - (2) 授業料等の学費滞納中の者。
  - (3) 実習記録及び指示された提出物などを未提出の者。

(学習評価の通知)・・・学則第12条

第14条 中間、期末試験の学習評価の結果は、保護者並びに学生に通知する。

(卒業の認定)・・・学則第14条

第15条 卒業認定会議の結果、全科目が一定の基準に達し、出席率良好、素行良好及び学費等の未納金がないと認められる者には卒業を認定する。

2 認定は、別紙2に定める基準を別表にて判定する。

(称号の授与)・・・・・・・・・・学則第14条第3項

第16条 授与される称号は、次に掲げる者とする。

- (1)一級整備士コース（修業年限4年）を卒業した者は第4号様式の1「高度専門士」を授与する。
- (2)二級整備士コース（修業年限2年）並びにボデーリペア科（修業年限2年）を卒業した者は第4号様式の2「専門士」を授与する。

(修了の認定)・・・・・・・・・・学則第15条

第17条 各科目の修了の認定は、その科目の出席状況、試験成績を勘案して認定する。

2 認定は、別紙1の(2)に該当する教育科目最低時間数を超過していることを別表にて判定する。

(欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引)

第18条 欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引については、次のとおりとする。

- (1) 疾病その他やむを得ない事由により欠席又は遅刻、早退をしようとする者は、事前に届けを提出しなければならない。なお、引き続き5日以上欠席する場合は、医師の診断書又は、証拠となる書類を添付するものとする。
  - (2) 学期中の遅刻、早退、外出の合計欠課時間数が7時間を超えた場合は、欠席1日として取り扱う。
- 2 次の場合は、公認欠席とする。但し、遠隔地で往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。但し、学校長の許可を要す。

- (1) 就職試験。
- (2) 自動車運転免許試験 但し、日数については学校長が定める。
- (3) 伝染病発生における出校停止期間。
- (4) その他校長が定めた場合。

3 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は、次のとおりとする。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 一親等血族（父、母）       | 5 日 |
| (2) 二親等血族（祖父母、兄弟、姉妹） | 3 日 |
| (3) 三親等血族（兄嫁、姉婿）     | 1 日 |

4 公認における補習等の扱いは、学則第13条第1項の別紙1の時間数を充足していれば、免除する。

(表彰・懲戒)・・・学則第22条、第23条

## 第19条 表 彰

学校長は、本校学生にして次の各項に該当し、真に北日本自動車大学校学生の模範になる者に対しては適宜、賞状、賞詞、賞品を与え表彰することができる。

- (1) 学習成績抜群にして個人的、社会的、公民的資質の優秀なる者。
- (2) 純良なる校風の樹立に貢献し、本校の発展に寄与した者。
- (3) 勤労を尊び、とくに学習成績の優秀な者。
- (4) 在学中その努力が顕著なる者。
- (5) 在学中欠席、遅刻、早退、欠課共になく皆勤であった者。

## 2 懲 戒

学校長は、本校学生に対し、学校の規則及び学生心得に違反し、北日本自動車大学校学生としての体面を汚したことに対して、本人の自省と自戒を促すため、始末書、反省文の提出と共に次のような懲戒を加えることができる。

但し、関係教官、保護者、あるいは学生から本人の生活内容を向上させるための具体的相談と要請があり、この規定による懲戒が教育上適当でないと認めた場合は別途の生活指導をすることができる。

懲戒処分は訓告、学校謹慎、有期停学、無期停学、退学とする。

- (1) 考查中に不正行為をなした者に対しては、停学一週間に処する。  
不正行為を目的とする一切の器物を所有する者に対しても同様に行う。
- (2) 学校の備品及び器物を私有したり、あるいは他人に売却するような行為のあった者は、無期停学に処する。
- (3) 学校の備品及び器物を破損した場合には、必ずその代価を弁償させる。  
これが故意による破損と認められた場合には、学校謹慎以上に処する。
- (4) 登校下校の途中、学生心得により禁止された場所に立入った者は、訓告以上に処する。
- (5) 他人に暴力、傷害及び脅迫を加えた者は、有期停学以上に処する。
- (6) 校内及び寮内で喫煙又は飲酒した者また、未成年者が学校の内外の如何を問わず喫煙又は飲酒した場合は、訓告以上に処する。そのほか、喫煙及び飲酒を目的とする一切の器物を有する者に対しても同様に取り扱う。
- (7) 他人の物品及び金銭を窃取した者は、有期停学以上に処する。
- (8) 学生心得に対する違反を重ね反省の気持ちが認められない者は、訓告以上に処する。
- (9) 性行不良で改善の見込がないと認められる者は、退学に処する。
- (10) 授業料等の未納が理由なく30日以上におよぶときは、退学に処する事もある。



- (11) 正当な理由なくして出席つねでない者及び無届欠席が引き続き10日以上に及ぶ者は、退学に処する。
- (12) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者は、退学に処する。
- (13) 悪質な交通違反を犯した者は、有期停学以上に処する。
- (14) 学生の運転する車両に学生が同乗した場合は、訓告以上に処する。
- (15) 上記の外北日本自動車大学校学生として、ふさわしくない行為のあった者に対しては、ただちに調査の上適宜の処置を取る。
- (16) 始末書を3枚提出した者は、退学相応の処分とする

(学費)・・・学則第18条

第20条 授業料の納期別は、次のとおりとする。

前	期	3月15日から	3月31日まで
後	期	9月15日から	9月30日まで

- 2 第1項にかかわらず、入学時の前期分の授業料他は入学式当日までに納めなければならない。ただし、諸般の事情により納入の遅れる者は、所定の様式の延納・分割願を学校長に提出する事により延納・分割を許可する。
- 3 次年度の学費は、入学年次の学則による額とする。
- 4 次年度の施設維持費の納期は、授業料と同時期とする。
- 5 学費以外の必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
- 6 休学中の者が復学したときにおいて、すでに納金した料金と値上げ等により学費の差額を生じたときは、これを納めなければならない。
- 7 授業料他は、学校指定の振込用紙にて銀行振込とする。

(返 還)・・・学則第19条

第21条 停学中の授業料は、減免しない。

- 2 休学中の授業料等の全部又は一部を免除することがある。

(後援会・同窓会)

第22条 本校教育の目的を達成するため、後援会並びに同窓会を設け、相互の教育研鑽及び親睦を図るものとする。

- 附則 （第21条は、入学決定の日から適用する。）
- 附則 （この細則は、昭和60年4月1日から施行する。）
- 附則 （この細則は、平成14年4月1日から施行する。）
- 附則 （この細則は、平成15年4月1日から施行する。）
- 附則 （この細則は、平成16年4月1日から施行する。）
- 附則 （この細則は、平成20年4月1日から施行する。）
- 附則 （この細則は、平成21年4月1日から施行する。）
- 附則 （この細則は、平成23年4月1日から施行する。）
- 附則 （この細則は、平成26年4月1日から施行する。）